

公立幼稚園・公立認定こども園（１号）
を利用する子どもの保護者 様

川西市入園所相談課

幼児教育・保育の無償化に係る手続きについて

令和元年１０月から、幼児教育・保育の無償化により、１号認定子どもの皆様におかれましては、保育料が全額無償となり、その場合の手続きは特に必要はございません。（行事費や給食費は原則負担）

しかしながら、１号認定子どものうち、家庭において必要な保育を受けることが困難な方については、「保育の必要性の認定（新２号認定）」を受けた場合、在籍する園の預かり保育（※）の利用料も一定額（①、②参照）まで無償化されます。

①令和８年９月までの利用分は、月額上限 11,300 円（日額上限 450 円×利用日数で算出）

②令和８年 10 月以降の利用分は、月額上限 12,300 円（日額上限 490 円×利用日数で算出）

つきましては、新２号の認定手続きをされる方は、提出書類を封筒に入れ密封するなどし、在籍する園にご提出ください。提出期限は認定希望月の前月 15 日までに入園所相談課に必着となりますので、間に合うよう早めに園にご提出ください。期限を過ぎますと、原則翌々日からの認定となります。

※ 預かり保育とは、幼稚園等に在籍する幼児について、教育時間の前後等に、幼稚園等において保育を行うことであり、公立幼稚園・こども園においては「一時預かり保育」という名称で実施しております。

公立幼稚園の預かり保育については、実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が 8 時間未満又は年間開所日数が 200 日未満）施設となるため、自園の預かり保育のほか、認可外保育施設、他施設の一時預かり、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用も無償化の対象となります。

その場合、上記①、②に記載の月額上限額から、自園の預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限になります。

記

1 新２号認定の申請に必要な提出書類

新２号・新３号認定子ども用「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」と保育を必要とする事由ごとの必要書類（２を参照） ※父母ともに事由に応じた書類が必要

2 保育の必要性が受けられる事由と必要な書類

事由	事由の説明	必要書類の例
① 就労 月64時間以上就労 している	会社員、アルバイト等	就労証明書（勤務先が記入）
	内職	就労証明書（内職の委託元が記入）と業務の計画表、予定表など
	自営業、農業 （父母以外の従業員がいない株式会社等を含む）	就労証明書（保護者自身が記入）と確定申告書のコピー（開業初年度などで提出できない場合は、開業届・営業許可書のコピー）
② 妊娠、出産	保育を必要とする理由が、妊娠・出産（産前8週・産後8週）	母子健康手帳（表紙と出産予定日が記載されたページのコピー）
③ 保護者の疾病・障がい	保育を必要とする理由が、保護者の病気・障がい	次の㊦㊧のいずれか ㊦ 市様式の診断書（病名、治療期間、保育ができない状態かどうか等を明記） ㊧ 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）のコピー
④ 親族の看護・介護	保育を必要とする理由が、親族の看護、介護	申立書と看護、介護が必要な人の㊦～㊥のいずれか ㊦ 市様式の診断書（病名、治療期間、介護の必要性等を明記。市所定の用紙に記入） ㊧ 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）のコピー ㊨ 介護保険被保険者証のコピー ㊥ 療養施設の在園証明書（川西さくら園など）
⑤ 災害復旧	災害の復旧のため児童の保育ができない	申立書とり災したことがわかる書類（り災証明書）
⑥ 求職活動（起業準備含む）	就業に向けて求職活動を行なっている（最大90日間）	求職活動状況申立書
⑦ 就学、職業訓練	就学（職業訓練校など、将来就労につながる就学を含む）している	申立書と在学（受講）証明書、カリキュラムや時間割が確認できる資料
⑧ 虐待やDVの恐れがある		申立書
⑨ 育児休業を取得して育児中	育児休業取得前に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合（育児休業に係る子どもが1歳なる年度末まで）	育休期間が明記された就労証明書 ※入所時点で育児休業を取得されている場合は、認定を受けられません。
⑩ その他	上記と同様な状態であると市が認める場合	市が必要と認める書類

※ 必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

※ 必要な添付書類の様式は、市ホームページにも掲載しています。ダウンロードしてご使用ください（市公式ホームページから トップページ>暮らし・手続き>子育て>保育所・認定こども園（2・3号認定）小規模保育事業所>保育施設（2号・3号および新2号・新3号認定）などの申し込み添付書類）【ページ番号：1000648】

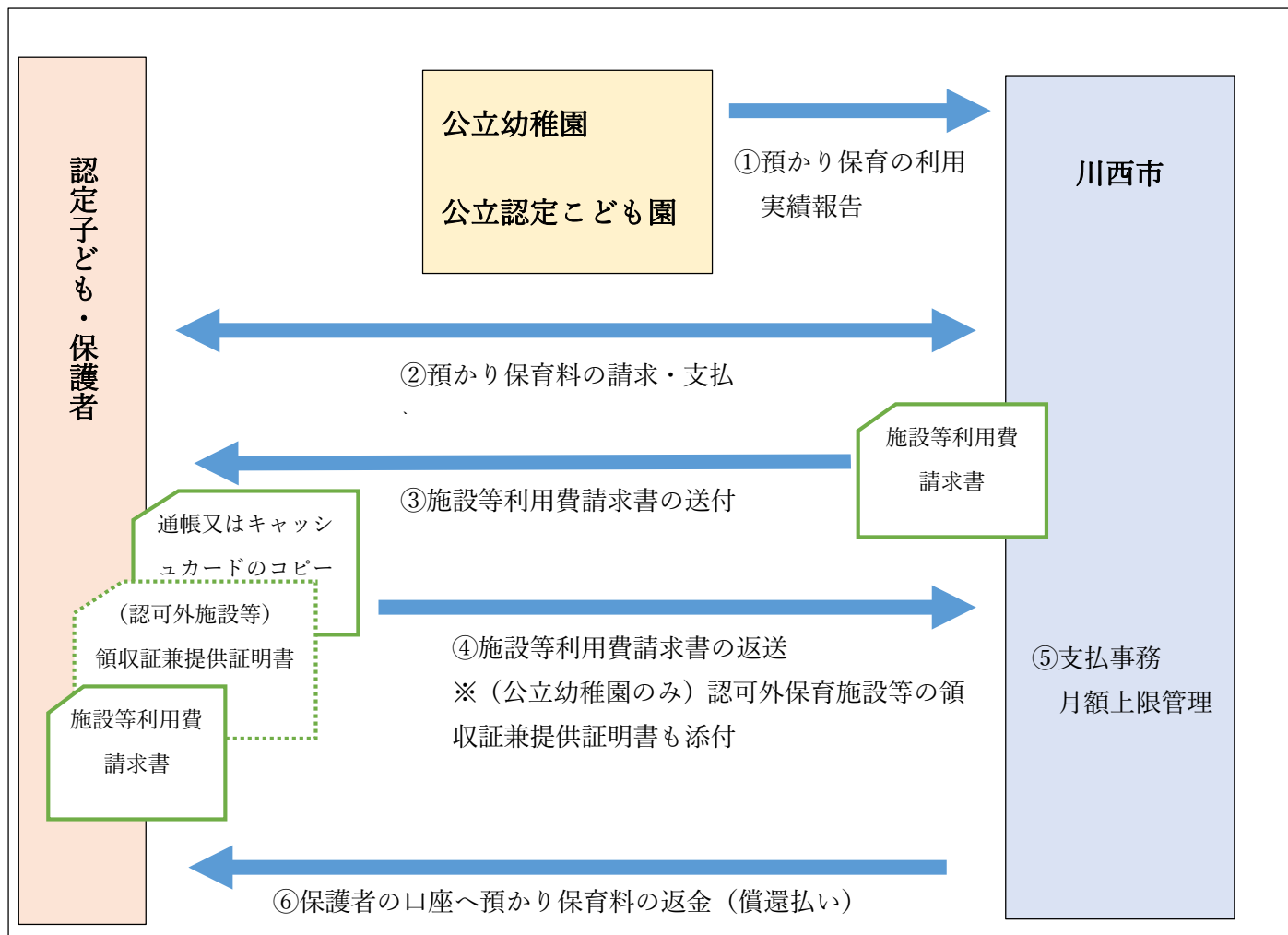
3 預かり保育料の償還払い手続きについて

公立幼稚園・公立認定こども園の1号認定の方のうち新2号認定を受けられた方は、園の預かり保育を利用された場合、償還払いとして預かり保育料（上限額あり）を3か月ごとに保護者の口座に返金します。

つきましては、請求月（8月、11月、2月、5月）になりましたら、市から請求書を送りする予定ですので、下記の必要な書類と併せ、入園所相談課へご提出いただきますようお願いいたします。※手続きの流れとイメージは次のページをご覧ください。

利用する事業・施設	必要書類	提出先と期限
公立幼稚園・公立認定こども園の預かり保育事業	① 様式3（預かり保育事業）「施設等利用費請求書（償還払い用）」 ② （公立幼稚園のみ）認可外保育施設等を利用した場合は、認可外保育施設等における「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」 ③ 振込先を確認できる通帳又はキャッシュカードのコピー （ネット口座等の場合は、口座情報記載画面のスクリーンショットのコピー） <u>※新2号認定を受けられた方のみ手続きが必要です。</u>	【請求月】（予定） 8月請求（4,5,6月分） 11月請求（7,8,9月分） 2月請求（10,11,12月分） 5月請求（1,2,3月分） 【提出先】 <u>上記請求月の月末までに左記必要書類を入園所相談課に返送</u> 【支払日】 提出から1か月後を目途に保護者の口座へ振込み

4 償還払いの支払い手続きの流れとイメージ



- ① 園は市に預かり保育の利用実績の報告を行います。
- ② 市は①により保護者に預かり保育料を請求します。(口座振替)
- ③ 市は預かり保育料の収納確認後、3か月ごとに「施設等利用費請求書」を保護者に発送します。(4月～6月分⇒8月上旬、7月～9月分⇒11月上旬、10月～12月分⇒2月上旬、1月～3月分⇒5月上旬)
- ④ 保護者は市から送付された「施設等利用費請求書」に記入・押印し、市に返送します。
 - ・通帳又はキャッシュカードのコピーを添付、ネット口座等の場合は、口座情報記載画面のスクリーンショットのコピーを添付(以後、同口座に振込みの場合は添付不要)
 - ・公立幼稚園のみ、認可外保育施設、他施設の一時預かり、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を利用された場合は、施設が発行した「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」を添付
- ⑤ 市は上記④の申請に基づき支払事務(内容と上限の確認等)を行います。
- ⑥ 市は上記⑤に基づき3か月分まとめて保護者の口座に預かり保育料の返金(償還払い)を行います。

【お問い合わせ】

川西市教育委員会事務局
教育推進部入園所相談課

TEL: 072-740-1175